

埋蔵文化財調査の内容

山口県観光スポーツ文化振興課

1. 目的

工事予定地内に、遺跡があるかどうかを確認します（試掘調査）。また、予め遺跡があることが明らかな場所で、遺構・遺物を精査します（発掘調査・工事立会）。

2. 方法(人力による調査)

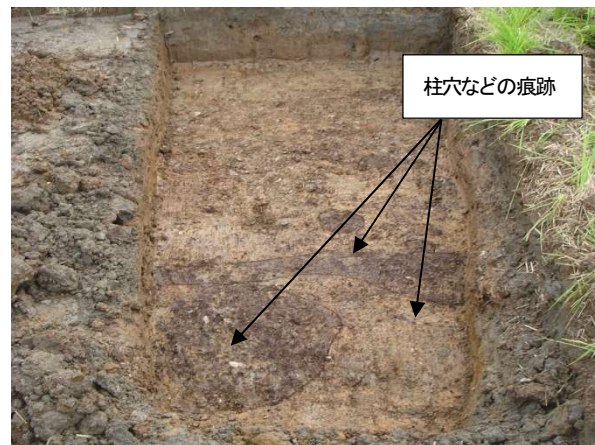
試掘調査：狭い範囲を掘削し、遺構（建物跡などの痕跡）・遺物（土器、石器等）の有無を確認します。

工事立会：遺跡内の狭い範囲を掘削し、遺構・遺物を丁寧に掘り出します。

発掘調査：遺跡内の広い範囲を掘削し、遺構・遺物を丁寧に掘り出します。



人力掘削の様子



精査後の状況

- ① 地面を掘削し、内部を清掃
- ② 土器や昔の建物の跡等の有無を確認
- ③ 写真や図面による記録を作成
- ④ 埋戻し（地ならしにより旧状を復帰）



埋め戻し